

# グループホームあかつきつくしの家 地域連携推進会議

～障害福祉の動向と  
グループホームについて～

- ・地域連携推進会議とは。
- ・グループホームの役割。
- ・つくしの家の紹介と事業報告。





# 地域連携推進会議とは？

★地域の関係者が参加し、**地域と施設等の連携を強化**するための会議です。

- ①入居者と地域との関係づくり: 入居者が地域の一員として生活できるよう、**地域の人々との顔の見える関係**を構築します。
- ②地域の理解促進: 地域の方々に対して、**施設や入居者に関する理解を深めてもらうこと**を目指します。
- ③サービスの透明性と質の確保: **外部の目を入れる**ことで、事業所の運営の効率化や**サービスの質を向上**させます。
- ④入居者の権利擁護: **入居者の権利**を守る為の取り組み。

# 地域連携推進会議が義務化された理由

## 「恵」過徴収2億円超え

### ホーム食材費 愛知県調査で判明

障害者向けのグループホームを全国展開する福祉事業会社「恵」（東京）が利用者から食材費を過大徴収していた問題で、関係自治体が調査した過大徴収の総額が、恵の愛知県内のホーム分だけで2億1千万円を超えることが分かった。恵は、連絡の取れない利用者以外への返還を終えたとみられる。県は2日に調査結果を公表する。

愛知県や関係市は、恵のホームに食材費の領収書などの提出を求め、利用者からの徴収額と実際の支出額の確認を進めていた。昨年12月末時点では総額で1億円を超えることが分かっていたが、調査中で額が確定していない市もあった。最終確認で2億円を超えることが判明した。

食材費は、厚生労働省令で実費のみを徴収するよう定められている。同省は昨年6月、この問題を把握した愛知県から報告を受け、全国の関係自治体に監査などを通じた調査を指示。昨年12月には、恵が利用者から組織的、継続的に食材費の過大な支払いを受けていたなどとして、障害者総合支援法に基づき改善勧告を出した。

勧告では、詳細な経緯や役員らの責任を検証するよう求めた。関係者によると、恵は1月末に報告書を提出。厚労省は内容を精査している。関係自治体は障害者虐待防止法が定める経済的虐待（事業者の不当利得）に当たるとみて、行政処分を検討している。

自治体の監査や元職員らの証言では、恵は利用者から徴収した食材費を本社側に集め、各ホームにはその3分の1程度の費用しか配分していなかった事例が判明している。

恵を巡っては、複数の事業所で身体的虐待などが起きているにもかかわらず、再発防止の体制が構築されていない点も、厚労省が勧告で指摘。愛知県豊橋市が2カ所のホームでそれぞれ身体的、心理的虐待を認定していたことが明らかになっている。

また、名古屋市内のホームでは夜間の職員配置数を実際よりも多く申告し、市から福祉サービスの報酬を過大に受給していたことが判明している。同市以外でも、不正受給があったとみて処分を検討している自治体がある。

恵は2012年、名古屋市中で設立。昨年7月に本社を東京に移した。昨年時点で愛知県内に26ホームあり、400人以上を受け入れている。全国では12都県に約100ホームある。

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっている(サービスの質が低く専門性が欠如している事業所が増えつつある)。

なかでもグループホームは閉鎖的になりやすいことが懸念されている。



# 『会議の構成員』

会議の構成員としては下記の方々が想定されており、有意義な意見交換ができる人数として、**5名程度**が望ましいとされています。令和7年度は会議実施初年度の為、多くの方々に施設について理解を深めていただく為に**入居者家族は全ての方にお声をかける**。今後は**代表者の選任、年度交代制等**を検討している。

## ≪構成員≫

- ・入居者本人
- ・入居者の家族もしくは、後見人や代理人
- ・地域の関係者(町会関係者、民生委員、商店会関係者等)
- ・福祉に知見のある人
- ・経営に知見のある人
- ・区市町村担当者

# 構成員の役割

入居者本人	住み心地、職員や他の入居者との関り、日常生活の支援や地域との関りについて等の感想や要望を発信。
入居者家族	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境面や本人の状態の確認。</li><li>・支援内容や運営についての確認。</li><li>・家族としての意見や要望。</li></ul>
地域の関係者	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境面や本人の状態の確認。</li><li>・入居者の想いの確認(悩みや要望、今後の希望等)。</li><li>・支援内容についての確認。</li><li>・職場環境の確認。</li><li>・地域との関りについての確認。</li><li>・その他、専門分野からの指導や助言等。</li></ul>
福祉に知見のある人	
経営に知見のある人	
区市町村担当者	

## ?グループホーム(障害福祉サービス)って何?

障害者総合支援法という法律にのっとって整備された福祉サービスのことを言う。



## ?障害者総合支援法って何?

正式名:障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律。

理 念:障がい者の人権を尊重し、地域において自分らしい生活を送るとともに、社会活動に参加、活躍が出来るように支援する。

理念を実現させる為に整備されたのが障害福祉サービス！！  
それぞれのサービスにはしっかり役割がある！！

# 障害福祉サービス

## 《訪問系》

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・包括支援

## 《日中活動系》

- ・短期入所
- ・療養介護
- ・生活介護

## 《施設系》

- ・施設入所

## 《居住系》

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助  
(グループホーム)

## 《訓練系》

- ・機能訓練
- ・生活訓練
- ・就労支援A型
- ・就労支援B型
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援

# ? グループホーム(共同生活援助)とは？

形態	支援内容
①外部サービス利用型	支援員を施設に配置しないアパートタイプ。介護が必要な方はヘルパーを別途派遣依頼。 <b>自立を前提としたグループホーム。</b>
②介護 サービス包括型 ※つくしの家令和6年度まで。	主として <b>夜間</b> において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施。
③日中 サービス支援型 ※つくしの家令和7年度～。	<b>昼夜</b> を通じて、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施。

# グループホームの役割、求められる機能

- ・生活の保障(独居困難、親亡き後等)
- ・自立訓練(1人暮らしが出来るように訓練等)
- ・地域生活支援(自分らしく生活する為の支援)
- ・地域移行の受け皿(長期入院者や施設入所者の受け入れ)



幅広い役割が求められ、入居者が望む生活の実現と地域との繋がりをサポートする重要な福祉サービス！！

# つくしの家の紹介

開業:平成30年4月1日

定員:10名(現在満床)

日中系サービス事業所つくしのご利用者が、**親亡き後でも安心して暮らせる場所**をつくって欲しいといったニーズにお応えする為に**誕生(今年で8年目)**。



# つくしの家入居者の方々の想い

『つくしの家で楽しく安心した  
生活をおくりたい!』



- ・外出にもっと行きたい!
- ・イベントを色々計画して欲しい!
- ・家族と離れると寂しい(不安)。
- ・以前出来ていたことが出来なくなってきた...。
- ・他者とのトラブルや悩みを抱えることがある(不安)。
- ・病院に行きたい。

# 入居者家族の方々の想い

『家族が支えられなくなってもつくりの家  
で楽しく穏やかに暮らしてほしい』

- ・以前のように子供の面倒がみられない。
- ・体調がすぐれないことが多くなった。
- ・自分達親亡き後が心配。
- ・自身の生活で手いっぱい(自分の家庭、人生もある)。
- ・我が子の幸せを切に願う(楽しく、穏やかに)。





# 『令和7年度～新しい施設方針』



家族支援に頼らずとも、入居者それぞれが望む生活の実現と、地域との関りが深められる施設作り！



## ①常時の職員配置の充実

- ・入居者に対する直接支援や相談援助をより手厚く。

## ②土日の活動の充実

- ・施設内のイベントや外出活動等を充実させる。

## ③入居者の地域生活支援の充実

- 慣れ親しんだ地域で、入居者それぞれが望む生活の実現(地域交流と社会参加)。

施設内の活動





# 地域生活支援



ご清聴ありがとうございました。